

容器包装リサイクル法に基づく
豊見城市分別収集計画
(第8期)

平成28年6月
沖縄県豊見城市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 の見込み(法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	7

豊見城市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、ごみの排出の厳守と分別の徹底を目的に、平成10年2月から従来のステーション方式から、門口収集へ移行し、燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみの3分別による収集を実施しました。そして、平成15年5月からは、危険ごみ、資源ごみを加えた5種類に分別を増やし、また、市指定のごみ袋を導入する事によって、市民のごみ抑制の意識向上、ごみの資源化、減量化に一定の成果がみられました。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方を明らかにするとともにすべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 地域特性を活かした循環型社会づくり（生ごみの堆肥化等）を進める。
- (2) 市民・事業者・行政が一体となって、ごみの排出抑制、リサイクル運動を積極的に取り組む。
- (3) 市民が参加しやすい排出方法や、効率の良い収集システムの構築を進める。
- (4) 環境にやさしい市づくりと環境教育、啓発活動の推進を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	2,445 t	2,428 t	2,412 t	2,398 t	2,384 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 教育、啓発活動の推進

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育やリサイクルの取組み、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、処理経費等の急増などごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育活動に積極的に取り組む。

(2) 資源ごみ集団回収事業

減量化・資源化を推進する意識の啓発を行うため、自治会や市民団体等の市内の資源ごみ集団回収団体等に対し再資源化対象物を収集し、リサイクルすることを推進する。

(3) 生ごみ処理機等購入の補助

各家庭から出る生ごみを、堆肥化又は減容化させる生ごみ処理機等の購入に対し、経費の一部を補助することにより、可燃ごみの排出を抑制し、ごみの減量化を図る。

(4) フリーマーケットの開催

市が主催する他のイベントとタイアップしたフリーマーケット等の開催を促進し、リサイクル思想の普及に努める。

(5) マイバッグ運動（買い物袋持参運動）の推進

買い物袋の持参でレジ袋辞退といった、日常生活の中の身近な行動を実践することで、ごみ問題を認識してもらい、容器包装廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図る。

(6) リサイクル商品（エコマーク商品）の使用の促進

公共施設をはじめ、市民、事業者に対し、環境へ負荷のないリサイクル商品（エコマーク商品）の使用の普及に努める。

(7) 広報・啓発の充実

容器包装の排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果などについて、わかりやすい情報提供、市民の目線に立った広報・啓発に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、豊見城市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">—</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他の色のガラス製容器 </div> </div> </div>	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発砲スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
①主としてスチール製の容器	59t	60t	60t	61t	62t
②主としてアルミ製の容器	25t	26t	26t	26t	27t
③無色のガラス製容器	131t	133t	135t	137t	139t
	(引渡) 131t (独自) 0t	(引渡) 133t (独自) 0t	(引渡) 135t (独自) 0t	(引渡) 137t (独自) 0t	(引渡) 139t (独自) 0t
④茶色のガラス製容器	130t	132t	134t	136t	138t
	(引渡) 130t (独自) 0t	(引渡) 132t (独自) 0t	(引渡) 134t (独自) 0t	(引渡) 136t (独自) 0t	(引渡) 138t (独自) 0t
⑤その他の色のガラス製容器	72t	73t	74t	75t	76t
	(引渡) 72t (独自) 0t	(引渡) 73t (独自) 0t	(引渡) 74t (独自) 0t	(引渡) 75t (独自) 0t	(引渡) 76t (独自) 0t
⑥飲料用紙製容器 【主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)】	3t	3t	3t	3t	3t
⑦主として段ボール製の容器	702t	712t	723t	733t	744t
⑧その他の紙製容器包装 (主として紙製の容器包装であって上記のもの)	0t	0t	0t	0t	0t
	(引渡) 0t (独自) 0t	(引渡) 0t (独自) 0t	(引渡) 0t (独自) 0t	(引渡) 0t (独自) 0t	(引渡) 0t (独自) 0t
⑨ペットボトル 【主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの】	123t	124t	126t	128t	130t
	(引渡) 123t (独自) 0t	(引渡) 124t (独自) 0t	(引渡) 126t (独自) 0t	(引渡) 128t (独自) 0t	(引渡) 130t (独自) 0t
⑩その他のプラスチック製容器包装(トレイを含まない) 【主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (うち白色トレイ)】	0t	0t	0t	0t	0t
	(うち白色トレイ) 0t	(うち白色トレイ) 0t	(うち白色トレイ) 0t	(うち白色トレイ) 0t	(うち白色トレイ) 0t

9 各年度において得られる分別規準適合物の特定分別規準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の算定方法

人口増予測値と人口変動率

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
64,130人	65,073人	66,030人	67,001人	67,986人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
1.47%	1.47%	1.47%	1.47%	1.47%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在休止中の集団回収（自治会、婦人会、子供会その他の団体）による段ボール等飲料用紙製容器やアルミ缶については、今後再開しこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集運搬	選別保管
①主としてスチール製の容器	缶	委託業者 (定期収集)	委託業者 (指定施設)
②主としてアルミ製の容器			
③無色のガラス製容器	ガラスびん		
④茶色のガラス製容器			
⑤その他の色のガラス製容器			
⑥飲料用紙製容器 【主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)】	飲料用紙パック		
⑦主として段ボール製の容器	段ボール		
⑧その他の紙製容器包装 (主として紙製の容器包装であって上記以外のもの)	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装		
⑨ペットボトル 【主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの】	ペットボトル		
⑩その他のプラスチック製容器包装(トレイを含まない) 【主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)		
(うち白色トレイ)	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

今後も、環境省令で定める設置基準に適合し指定された民間施設への委託の方法で分別、圧縮、保管を実施して行く。

**1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項
(法第8条第2項第7号)**

廃棄物減量推進員（クリーン指導員）の活用

地域の環境美化の推進及びごみの適正排出の指導、ごみの減量化・資源化の促進指導を推進するため、豊見城市クリーン指導員を活用する。